

日医発第870号（保163）  
平成29年12月12日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

### 検査料の点数の取扱いについて

平成29年11月22日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（E3 1件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成29年12月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌2月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて  
（平29. 11. 30 保医発1130第5号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発1130第5号  
平成29年11月30日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公印省略）

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）を下記のとおり改正し、平成29年12月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

#### 記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D014(18)を次のように改める。

(18) カルプロテクチン（糞便）

ア カルプロテクチン（糞便）は、区分番号「D014」自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体（MPO-ANCA）の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として、FEIA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ 本検査は、潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、ELISA法又はFEI

A法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、病態把握を目的として、本検査を3月に2回以上行う場合（1月に1回に限る。）には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ 慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

## ◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D014 自己抗体検査 (1)～(17) (略) (18) カルプロテクチン (糞便) ア カルプロテクチン (糞便) は、区分番号「D014」自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA) の所定点数に準じて算定する。 <u>イ 本検査は、慢性的な炎症性腸疾患 (潰瘍性大腸炎やクローン病等) の診断補助を目的として、F E I A法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>ウ 本検査は、潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、E L I S A法又はF E I A法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、病態把握を目的として、本検査を3月に2回以上行う場合 (1月に1回に限る。) には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>エ 慢性的な炎症性腸疾患 (潰瘍性大腸炎やクローン病等) の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D014 自己抗体検査 (1)～(17) (略) (18) カルプロテクチン (糞便) ア カルプロテクチン (糞便) は、区分番号「D014」自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA) の所定点数に準じて算定する。</p> <p><u>イ 本検査は、潰瘍性大腸炎の患者に対して、病態把握を目的として、E L I S A法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を3月に2回以上行う場合 (1月に1回に限る。) には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>ウ 本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>

(19) ~ (27) (略)

(19) ~ (27) (略)

# 新たに保険適用が認められた検査

平成 29 年 11 月 30 日 保医発 1130 第 5 号（平成 29 年 12 月 1 日適用）

測定項目	カルプロテクチン（糞便）
販売名	エリアカルプロテクチン2 （サーモフィッシャーダイアグノスティックス株式会社）
区分	E3（改良項目）
測定方法	蛍光酵素免疫測定法（FEIA法）
主な測定目的	糞便中のカルプロテクチンの測定（ <u>炎症性腸疾患の診断補助</u> 及び潰瘍性大腸炎の病態把握の補助） （本品と既存品との主な使用目的の相違点は下線部のとおり）
準用点数	D014 自己抗体検査 27 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体（MPO-ANCA） 276 点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を以下のように改める。（変更箇所下線部）  第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料  D014 自己抗体検査 (1)～(17) (略) (18) カルプロテクチン（糞便） ア カルプロテクチン（糞便）は、区分番号「D014」自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体（MPO-ANCA）の所定点数に準じて算定する。 <u>イ 本検査は、慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として、FEIA 法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>ウ 本検査は、潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、ELISA 法又は FEIA 法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、病態把握を目的として、本検査を3月に2回以上行う場合（1月に1回に限る。）には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>エ 慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u> (19)～(27) (略)

（日本医師会医療保険課）